

作成書類			作成者		提出先				添付書類・備考	
区分	形態	書類の名称	部数	本人	学校	学校	教委	教事	県教	共済
60才以上の父母・祖父母の認定	※所得が無い場合	扶養親族届	1	○		1			1	
		申立書	1	○		1			1	
		給与基本報告4	1	○	○	1			1	
	※所得がある場合	扶養親族届	1	○		1			1	
		無職無収入申立書				1			1	
		給与基本報告4	1	○	○	1			1	
	※兄弟姉妹がいる者が扶養する場合	扶養親族届	1	○		1			1	
		理由書	1	○		1			1	
		協議書	1	○		1			1	
		給与基本報告4	1	○	○	1			1	
	※介護保険施設に入所する場合(認定できる場合)									
父母の認定取消	扶養親族届	申立書	1	○		1			1	
		申立書	1	○		1			1	
	※介護保険施設に入所する場合(認定できない場合)									
	扶養親族届	給与基本報告4	1	○		1			1	
		給与基本報告4	1	○	○	1			1	
22才以下の扶養親族	※22歳以下(22才に達する年度の3月まで)の子、孫の認定									
	扶養親族届	申立書(必要に応じて)	1	○		1			1	
		給与基本報告4	1	○	○	1			1	
		(22才に達した年度末に手当支給は自動停止)								
	※22歳以下(22才に達する年度の3月まで)の弟妹の認定									
夫婦共同扶養	夫婦共同扶養(配偶者が被扶養者に認定されていない)の場合における主たる扶養者の認定については、原則として住民票上の世帯主を主たる扶養者とする。	扶養親族届	1	○		1			1	
		申立書	1	○		1			1	
		給与基本報告4	1	○	○	1			1	
	(22才に達した年度末に手当支給は自動停止)									
夫婦共同扶養	夫婦共同扶養(配偶者が被扶養者に認定されていない)の場合における主たる扶養者の認定については、原則として住民票上の世帯主を主たる扶養者とする。									
	なお、主たる扶養者の認定を受けようとする職員の収入が配偶者の収入を下回る場合であっても、その収入差が1割以内であるときは、当該職員を主たる扶養者とすることができる。夫婦ともに県職員である場合はどちらでもよい。分割扶養は認めない。									
15才未満の認定後までの	児童手当認定請求書	1	○		1				1	
	夫婦共同扶養確認票(必要に応じて)	1	○		1				1	

※数字の(アンダーライン)は認定決戻後のコピーを示す。

作成書類			作成者	提出先					添付書類・備考		
区分	形態	書類の名称	部数	本人	学校	学校	教委	教事	県教	共済	◎は必ず示付 ○は該当者のみ添付
給与	が休業等に入るべき手当を受給していた配偶者	扶養親族届 所得見込証明書 (配偶者勤務先で取得難の場合は共同実施で対応) 申立書(必要に応じて) 給与基本報告4	1 1	○ ○	○ ○	1 1			1 1		★扶養手当が支給されないため配偶者の勤務先で扶養認定を取り消し、扶養親族に認定する ○配偶者の辞令の写し ○配偶者の所得見込証明書 ※配偶者の勤務先で作成 ○配偶者の勤務先で扶養手当を支給しない証明書
		扶養親族届 申立書(必要に応じて) 所得見込証明書 給与基本報告4	1 1 1 1	○ ○ ○ ○	1 1 1 1			1 1			★職員の向こう1年間の所得見込みが配偶者を上回る場合は、職員のほうに再び認定をする。 ◎職員の所得見込証明書 ○夫婦双方の所得証明書 ※1~5月認定の場合は、最新の源泉徴収票の写しも添付
	障害者重度心身	扶養親族届 申立書 給与基本報告4	1 1 1	○ ○ ○	○ ○ ○	1 1 1			1 1		◎戸籍抄本 ○所得証明書 ○終身労務に服することができない事由を記した医師の診断書あるいは証明書
	養する場合寡婦が子を扶	扶養親族届 給与基本報告4	1 1	○ ○	○ ○	1 1			1 1		◎戸籍抄本 ○所得証明書

※数字の（アンダーライン）は認定決裁後のコピーを示す。

# 共済組合関係

確認内容 1. 今回、職員の被扶養者とされたい方の「保険証」の有無

有	⇒今後も引き続き利用できるか確認して下さい。⇒利用できない場合は「保険証」を返却し、「資格喪失証明書」を取得して下さい。	⇒下記の「無」
無	⇒確認内容2	

2. 今回、被扶養者とされたい方が該当される箇所に○を付けて下さい。

組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(同居要件なし)	⇒確認内容3
組合員と同居している三親等以内の親族で1に掲げる以外の方	⇒確認内容3
内縁関係にある配偶者の父母、子(その配偶者が死亡している場合は同居要件あり)	⇒確認内容3
上記以外	認定対象外

※75歳以上の後期高齢者、あるいは65歳以上75歳未満で一定の障害がある場合は、扶養者となることができない場合があります。

3. 認定には2種類あります。下記のいずれか該当される箇所に○を付けて下さい。

・被扶養者の要件を備えている方で、扶養手当の受給該当者 (例:22歳までの子、配偶者、60歳以上の実父母等) ⇒「一般認定」	⇒確認内容4
被扶養者の要件を備えている方で、上記に該当しない方 (例:22歳以上の子、60歳未満の実父母、組合員が再任用職員の場合は等) ⇒「特別認定」	⇒確認内容5

4. 「一般認定」の場合の提出書類

	書類名
○	被扶養者申告書
○	扶養親族届の写し(要原本証明)
○	個人番号(マイナンバー)報告書 (出生で認定申告の際に提出できない場合は、後日提出) (以前から扶養手当を受給している場合のみ) 最新の電算打ち出しの「扶養親族台帳」の写し(要原本証明)
↓	扶養の事実発生日が確認できる書類(出生を除く) (※写しの場合は要原本証明)
	・結婚の場合⇒「戸籍抄本等」
	・雇用保険満了の場合⇒「雇用保険受給資格者証の写し」(すべての面の写しが必要で、支給終了日が打ち出されているものが必要)
	・離職の場合⇒「離職日の確認できる書類(離職票の写し又は、任用通知書の写し等)」
	・扶養者変更の場合⇒「扶養を外れた日が確認できる書類(健康保険等資格喪失証明書等)」
	・所得減の場合⇒「所得減が生じた事実発生日が確認できる書類(給与実績・見込証明書等)」
	・扶養の開始の場合⇒それぞれの状況により、申立書等を添付して下さい。

5. 「特別認定」の場合の提出書類

	書類名
<input type="radio"/>	被扶養者申告書
<input type="radio"/>	申立書
<input type="radio"/>	所得証明書(認定対象者分)
<input type="radio"/>	<p>戸籍謄本(抄本)            ※親族関係が確認できる範囲のものが必要</p> <p>※申告対象者が子・配偶者以外の場合は、組合員のほかに扶養義務者がいるかどうか確認するため、戸籍謄本(組合員の兄弟姉妹が記載されているもの)が必要</p> <p>※他の扶養義務者が現在の戸籍謄本に記載されていない場合は、改正原戸籍が必要</p>
<input type="radio"/>	個人番号(マイナンバー)報告書
↓	<p>扶養の事実発生日が確認できる書類            (※写しの場合は要原本証明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職の場合⇒「離職票の写し等(退職日が確認できる書類)」</li> <li>・雇用保険満了の場合⇒「雇用保険受給資格者証の写し(すべての面)」(支給終了日の記載が必要)</li> <li>・扶養者変更の場合⇒「前の扶養者の健康保険等被扶養者資格喪失証明書」又は「扶養が外れた日が確認できる書類」</li> <li>・所得減の場合⇒「給与見込証明書等(所得減が生じた事実発生日が確認できる書類)」</li> <li>・扶養の開始の場合⇒日付を確認できるものがあれば添付。(「申立書」につき、どういう事由で扶養を始めたのかを記載。)</li> <li>・認定申告者が義父母・伯父伯母(叔父叔母)など同居が認定要件である者の場合⇒「世帯全員の住民票」</li> <li>・夫婦共同扶養の場合で組合員の配偶者が被扶養者でない場合            ⇒「夫婦双方の所得証明書(源泉徴収票は不可)」            ※配偶者が公立学校共済組合の組合員の場合は不要            ※配偶者に事業所得等がある場合、確定申告書控え及び收支内訳書の写しが必要            ※配偶者がいない場合は、「配偶者無し」と申立書に必ず記入</li> <li>・父母のうち、どちらか一方を認定申告する場合            ⇒「他の一方の所得を確認できる書類(所得証明書、給与実績・見込証明書、年金振込通知書等)」            ※双方で260万円又は360万円(障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者)を超える収入がある場合には原則認定できません。</li> <li>・ほかに扶養義務者がいる場合⇒「扶養できない申立書」、「扶養手当非受給証明書」(ほかの扶養義務者が就労している場合、勤務先から扶養手当に類する一切の手当を受給していない証明書を添付)</li> </ul>
↓	<p>認定申告対象者の収入状況が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無職無収入の者(アルバイト等をしていない学生を含む)⇒不要</li> <li>・公的年金(老齢年金・障害年金等)を受給している者⇒「最新の年金振込通知書または年金決定通知書の写し」            ※年金の源泉徴収票は不可</li> <li>・雇用保険を受給している者(日額3,612円未満)⇒「雇用保険受給資格者証の写し(すべての面の写しが必要)」</li> <li>・事業所得または農業所得がある者⇒「確定申告書控および收支内訳書の写し」            ※インターネットで確定申告を行った場合は、通知された即時通知、受信通知の写し            ※確定申告していない場合は、市町村民税申告書の写し(税務署(税申告の場合は市町村)の受付印が押印されたものが必要)</li> <li>・アルバイト、パート等の就労により給与所得がある者⇒「給与(実績・見込)証明書」            ※雇用契約期間、賃金の支給形態、給与支払日、月別支給明細、保険加入の有無(社会保険・雇用保険)等の記載が必要。これらの事項が記載されていれば、任意の様式で構わない)</li> </ul>